

# 自動車税のグリーン化特例

## 軽減される場合

新車登録年度	対象自動車			軽減される税額(率)	軽減される年度					
	排出ガス要件	燃費要件			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	
令和6年度	電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車(注1)			おおむね75%	通常税率 (月割課税)	軽減	通常税率	→	→	
	営業用乗用車	ガソリン車 又は LPG車	★★★★ (注3)							2030年度燃費基準達成(注4)90%かつ2020年度燃費基準達成
				2030年度燃費基準達成(注4)70%かつ2020年度燃費基準達成						おおむね50%
	ディーゼル車 (注2)	2030年度燃費基準達成(注4)90%かつ2020年度燃費基準達成		おおむね75%						
2030年度燃費基準達成(注4)70%かつ2020年度燃費基準達成		おおむね50%								
令和7年度	電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車(注1)			おおむね75%	/	通常税率 (月割課税)	軽減	通常税率	→	
	営業用乗用車	ガソリン車 又は LPG車	★★★★ (注3)							2030年度燃費基準達成(注4)90%かつ2020年度燃費基準達成
										2030年度燃費基準達成(注4)90%かつ2020年度燃費基準達成
ディーゼル車 (注2)	2030年度燃費基準達成(注4)90%かつ2020年度燃費基準達成									
令和8年度	電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車(注1)			おおむね75%	/	/	通常税率 (月割課税)	軽減	通常税率	

(注1) 平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス基準NOx10%低減。

(注2) 平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制適合。

(注3) ★★★★★:平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減。

(注4) 2030年度燃費基準達成車:国土交通省の定める2030年度に達成すべき燃費基準を満たす自動車のこと。

## 高くなる場合

対象自動車	新車新規登録の時期	加算される税額(率)		高くなる年度
		バス・トラック	その他	
ディーゼル車 (新車新規登録から11年超)	平成25年3月31日まで	おおむね10%	おおむね15%	令和6年度分から
	平成26年3月31日まで	おおむね10%	おおむね15%	令和7年度分から
	平成27年3月31日まで	おおむね10%	おおむね15%	令和8年度分から
ガソリン車・LPG車 (新車新規登録から13年超)	平成23年3月31日まで	おおむね10%	おおむね15%	令和6年度分から
	平成24年3月31日まで	おおむね10%	おおむね15%	令和7年度分から
	平成25年3月31日まで	おおむね10%	おおむね15%	令和8年度分から

※ 電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリン(プラグイン)ハイブリッド自動車、一般乗合バス等及び被けん引車は対象外。